

サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策
評価制度（SCS 評価制度）
技術検証事業者指定規則

2026 年 8 月 28 日

SCS 評価制度 制度運営機関

目次

第1章 総則.....	3
1.1 適用	3
1.2 用語定義	3
1.3 引用基準等.....	3
第2章 指定対象.....	3
2.1 指定対象及び指定の欠格事由	3
第3章 申請及び指定に係る手続.....	3
3.1 申請	3
3.2 審査	4
3.3 指定	4
3.4 指定の更新.....	5
3.5 指定の取消し	6
第4章 制度運営機関の権利義務	7
4.1 制度運営機関の責務.....	7
4.2 調査	7
第5章 異議の申出	7

第1章 総則

1.1 適用

本規則は、サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度（SCS 評価制度）基本規程（以下「基本規程」という。）に基づく制度運営機関による技術検証事業者の指定に係る事項を定める。

1.2 用語定義

本規則で用いる用語の定義は、基本規程による。

1.3 引用基準等

次に掲げる基準・手順は、本規則で引用する場合に限り、本規則の一部を構成する。

- ① 技術検証事業者指定基準
- ② 技術検証事業者指定手順

第2章 指定対象

2.1 指定対象及び指定の欠格事由

2.1.1 制度運営機関は、日本の法律に基づいて設立された法人であって、情報セキュリティ関連業務を行っており、技術検証を的確に実施する能力があると認められる法人を、技術検証事業者として指定することができる。

2.1.2 制度運営機関は、2.1.1の規定を満たす法人であっても、次の各号のいずれかに該当する法人は、技術検証事業者として指定してはならない。

- ① 申請の日前3か月以内に技術検証事業者の指定を否とする旨の決定を受けた法人
- ② 申請の日前3年以内に指定の取消しを受けた法人
- ③ 役員のうちに、次のいずれかに該当する者のある法人
 - (ア) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - (イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づき指定暴力団又は指定暴力団連合に指定された暴力団の構成員である者

第3章 申請及び指定に係る手続

3.1 申請

3.1.1 制度運営機関は、技術検証事業者としての指定の申請を行う法人（以下「申請者」とい

う。) から、技術検証事業者指定手順で定める申請書類の提出を受けなければならない。

3.1.2 制度運営機関は、申請者に申請料の納付を求めるものとする。

3.1.3 制度運営機関は、3.1.2 に規定する申請料の納付があるまでは、申請の審査を行わない。
また、制度運営機関は、申請料を請求した日から 1 か月を経過しても納付がないときは、審査を中止することができる。

3.1.4 制度運営機関は、いったん納付を受けた申請料については返還しない。申請の取下げ、審査の打切りその他いかなる場合においても同様とする。

3.1.5 制度運営機関は、指定を受けるために申請者から開示される情報について、守秘義務を負うものとする。

3.2 審査

3.2.1 制度運営機関は、2.1 に規定する事項のほか、技術検証事業者指定基準及び技術検証事業者指定手順に基づいて審査を行う。

3.2.2 制度運営機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、審査を打ち切ることができる。

- ① 申請に係る事項に虚偽があった場合
- ② 審査において不適合として指摘された事項について、原則として 1 か月以内に是正処置が講じられない場合
- ③ 申請者が破産手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた場合、申請者が解散した場合又は申請者の設立の許可が取り消された場合
- ④ その他申請者の責めに帰すべき事由により審査の続行が困難になった場合

3.2.3 制度運営機関は、3.2.1 の審査の結果に基づく技術検証事業者の指定に関する審議及び決定を、指定委員会に委託する。

3.3 指定

3.3.1 制度運営機関は、3.2.1 の審査の結果に基づく指定委員会の決定に基づき、申請者を技術検証事業者指定することの可否について、書面又は電磁的記録により当該申請者に通知する。

3.3.2 制度運営機関は、指定委員会が申請者の指定を可と決定したときは、当該申請者に対し、指定料の納付を求めるものとする。

3.3.3 制度運営機関は、前項の規定に基づき申請者から指定料の納付があったときは、指定機

関台帳に記載し、指定した旨を書面又は電磁的記録により当該申請者に通知する。

3.3.4 制度運営機関は、ホームページ等を通じて、指定機関台帳の記載内容を公表する。

3.3.5 指定の有効期間は、3.3.3の規定により当該申請者に指定した旨を通知した日から起算して3年間とし、有効期限はその3年後の同日までとする。

3.3.6 技術検証事業者の指定を否とする旨の決定にあつては、3.3.1の規定による通知は、その理由を付して行う。

3.3.7 制度運営機関は、有効期間の満了又は取消しにより指定が失効した技術検証事業者について、指定機関台帳に失効日を記載するとともに、ホームページ等を通じて公表する。

3.3.8 制度運営機関は、3.1.1に規定する申請書類に記載された事項に変更が生じたことを認知したときは、当該技術検証事業者に速やかに報告させなければならない。

3.4 指定の更新

3.4.1 制度運営機関は、指定の有効期間（本項の規定により指定の更新を受けた場合における当該更新後の有効期間を含む。以下同じ。）の満了に際し、技術検証事業者から指定の更新の申請があつたときは、当該技術検証事業者について審査を行う。

3.4.2 制度運営機関は、3.4.1の更新を受けようとする技術検証事業者から、指定の有効期間が満了する3か月前までに、技術検証事業者指定手順で定める文書の提出を受けなければならない。

3.4.3 3.1及び3.2の規定は、3.4.1の更新について準用する。

3.4.4 制度運営機関は、3.4.1の審査の結果に基づく指定委員会の決定に従い、更新の可否について、書面又は電磁的記録により技術検証事業者に通知する。

3.4.5 更新後の指定の有効期間は、3.3.5に規定する更新前の有効期限から起算して3年間とし、有効期限はその3年後の同日までとする。

3.4.6 3.4.1に規定する技術検証事業者について、指定委員会が指定の更新の可否を決定するまでの間は、当該更新前の指定は、その有効期間の満了後もなおその効力を有する。この場合において、有効期間の満了後に経過した期間は、更新後の指定の有効期間に算入する。

3.4.7 制度運営機関は、指定委員会が3.4.4の規定により指定の更新を可と決定したときは、技術検証事業者に対し、指定料の納付を求めるものとする。

3.4.8 制度運営機関は、3.4.7の規定に基づき技術検証事業者から指定料の納付があつたときは、指定機関台帳を更新し、更新した旨を書面又は電磁的記録により当該技術検証事業

者に通知する。

3.4.9 制度運営機関は、ホームページ等を通じて、更新した指定機関台帳の記載内容を公表する。

3.5 指定の取消し

3.5.1 制度運営機関は、技術検証事業者から指定の辞退の申出があったとき又は技術検証事業者が次の各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、指定委員会にその旨を報告しなければならない。

- ① 申請書類の内容に虚偽があったことが明らかになったとき
- ② 正当な理由なく 4.2.1 及び 4.2.2 の規定による調査に応じないとき又は当該調査に際し虚偽の報告をしたとき
- ③ 正当な理由なく 4.2.4 の規定による要請に従わないとき
- ④ 2.1.2 に規定する各号のいずれかに該当するに至ったとき
- ⑤ 技術検証事業者指定基準又は技術検証事業者指定手順を満たすことができなくなり、指定の有効期間内に是正できる見込みがないと認められるとき
- ⑥ 事故等又は法令違反により、技術検証事業者としての信頼を失ったと認められるとき
- ⑦ 指定料を納付しないとき

3.5.2 制度運営機関が 3.5.1 の各号に掲げる事由に基づき指定委員会に報告しようとするときは、事前に当該技術検証事業者に弁明の機会を与えなければならない。制度運営機関は、当該技術検証事業者から弁明を受けた場合には、指定委員会に弁明の内容を報告しなければならない。

3.5.3 制度運営機関は、技術検証事業者から指定の辞退の申出があり、これを承認したとき、又は指定委員会が 3.5.1 及び 3.5.2 の規定による報告に基づき指定の取消しを決定したときは、指定機関台帳において当該技術検証事業者の指定を取り消し、書面又は電磁的記録により当該技術検証事業者に通知する。

3.5.4 制度運営機関は、指定機関台帳に当該技術検証事業者の指定を取り消した旨を記載し、ホームページ等を通じて公表する。

3.5.5 制度運営機関は、指定の取消しを受けた法人に、以後技術検証を実施させてはならない。

3.5.6 指定の取消を受けた法人が当該取消の前に行った技術検証の結果に基づいて登録された★4 は、当該★4 に登録された組織の責めに帰すべき事由がないときは、当該指定の取消しによって効力を失わない。

第4章 制度運営機関の権利義務

4.1 制度運営機関の責務

4.1.1 制度運営機関は、技術検証事業者に、本制度における規程、規則、基準その他の文書に従い、技術検証に係る業務を的確に遂行させなければならない。

4.1.2 制度運営機関は、技術検証事業者に、技術検証に係る業務に関する機密情報の取扱いにおいて外部への漏えいその他技術検証の相手方の権利利益を侵害する事案が発生したときは、遅滞なく報告させなければならない。

4.2 調査

4.2.1 制度運営機関は、必要があると認めるときは、技術検証事業者に対する調査として、定期サーベイランス（現に指定されている技術検証事業者から一定件数を抽出したうえで、抽出した技術検証事業者に対する技術検証事業者指定基準への適合性について定期的に調査を実施することをいう。）を実施することができる。

4.2.2 制度運営機関は、必要があると認めるときは、技術検証事業者に対する調査として、臨時サーベイランス（外部からの通報等に基づき、技術検証事業者に対して技術検証事業者指定基準への適合性について調査を実施することをいう。）を実施することができる。

4.2.3 4.2.1 及び 4.2.2 に規定する調査の実施手順は、技術検証事業者指定手順において別に定める。

4.2.4 制度運営機関は、4.2.1 及び 4.2.2 に規定する調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、技術検証事業者に対し技術検証に係る業務の実施について改善その他必要な措置を勧告し、又は要請することができる。

第5章 異議の申出

制度運営機関は、次の各号のいずれかに該当する措置を受けた者から異議の申出があったときは、窓口において受理し、適切に処理する。

- ① 3.3.1 の規定に基づく、指定を否とする旨の決定
- ② 3.4.4 の規定に基づく、指定の更新を否とする旨の決定
- ③ 3.5.3 の規定に基づく、指定の取消し
- ④ 4.2.4 の規定に基づく、勧告又は要請

附則（2026 年 8 月 28 日）

- ① 本規則は、2026 年 8 月 28 日から施行する。
- ② 本規則の作成に当たっては、次に掲げる文書を参考とした。
 - (ア) プライバシーマーク指定審査機関の指定に関する規約（JIP-PMK200、一般財団法人日本情報経済社会推進協会）

改定履歴

日付	改定内容
2026 年 8 月 28 日	施行